

第 30 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 5 月 22 日 (月) 午前 9 時 30 分
会 場 熱塩加納公民館 多目的ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 64 号 会務報告について

報告第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 151 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 152 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 153 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 154 号 現況確認証明申請について

議案第 155 号 農用地利用集積計画について

議案第 156 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 157 号 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日はお忙しいところ第30回総会にご出席をいただき、誠にご苦勞様でございます。

さて、地域計画ということで3月の営農意向調査で面談及び回収を図

ったわけですが、まだ未提出の方がいるということと併せて畑地10a以上の所有者を対象に、約1800戸の農家数があるということで、皆さん大変お忙しいところではありますが、田植えが終わった後に次回の6月の地区調整会議までの回収に努めていただきたいと強くお願い申し上げたいと思います。また、今年1年間の農業委員、最適化推進委員全員の最適化活動の結果が出ております。今日の議案でも皆さんに承認をしていただく必要がありますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案7件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第30回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、3番 渡部清孝委員、4番 小沢勝則委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第64号 会務報告について」、「報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第64号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔14件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第64号及び報告第65号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第64号及び報告第65号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第64号及び報告第65号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、3番 渡部清孝委員、所有権移転のNo.1、
No.2については、13番 木村富士男委員、No.3については、12番 木戸
賢治委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を
求めます。

○渡部清孝委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第3条権利設定の案件No.1について、補足説明
いたします。去る5月7日午前8時頃より、被設定人の〇〇〇さんと共
に現地調査並びに内容の聞き取り調査を行いました。場所は豊川町高堂
太字堂畑〇〇〇の2筆ですが、現況は1枚の田となっていました。昨年
までは別の方が耕作していたそうですが、体の調子を崩し耕作出来な
くなり、〇〇〇さんの知人から紹介があったそうです。設定人の〇〇〇さ
んとは、電話での聞き取り調査を行いました。現地調査の内容に相違な
いとのこと。今までも問題なく耕作されており、本申請に伴う権利

の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条所有権移転 案件No. 1 と案件No. 2 について、報告いたします。まず、案件No. 1 についてですが、去る5月5日午前8時頃から譲受人の〇〇〇さんに聞き取り調査及び現地調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんには電話にて確認を行いました。申請地は地目は田ですが、かなり前から畑として〇〇〇さんの母親が耕作しておりましたが、母親が数年前に亡くなってからは荒れないように近所の方に年2回ぐらいトラクターで耕してもらっていたとのことでした。〇〇〇さんは郡山市在住で喜多方市へ戻って来る予定はないため、自宅と隣接している〇〇〇さんに声をかけたとのことです。〇〇〇さんも畑として使って行きたいとのことですので、今回の申請については何ら問題ないと判断いたしました。

続きまして、案件No. 2 についてですが、去る5月9日午前8時頃から譲渡人の〇〇〇さんに聞き取り調査及び現地調査を行いました。譲受人の〇〇〇さんは〇〇〇さんの息子さんで、当日は仕事で不在でした。今回の申請は、息子さんへの生前贈与とのことでしたので、今回現地の方を見ましたが、〇〇〇さん、〇〇〇さんとその息子さんの3人で管理をしているということで、きれいに管理された田でしたので、今回の申請については、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○木戸賢治委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番木戸です。農地法第3条所有権移転 案件No. 3 について、説明いたします。去る5月8日午前11時より、申請地において譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地の確認と聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは今から8年前に〇〇〇さんから住宅及び宅地

を譲渡されておりますが、〇〇〇さんは農業されておりましたので、当時は下限面積の関係で当該農地は正式に所有権の移転が出来ませんでした。改めてこの4月の下限面積の見直しによって、申請がなされました。隣接地に農地はなく、今後は自家用野菜を作付けすることと、本申請に伴う権利の移転については、何ら問題ないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第151号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第151号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第152号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No. 1 について、1番 高橋忠一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔No. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第4条案件No. 1 について、報告いたします。去る5月11日午前11時頃より、申請人の〇〇〇氏立ち会いのもと、私高橋と菊地委員、事務局より誼高次長により現地調査を実施いたしました。現地は、申請人の自宅に隣接した畑で、西側及び北側は宅地に隣接し、東側は水路に隣接、南側は民家と畑となっており、使用目的の駐車場として砂利を敷き詰め、十分な締め固めを行い土砂の流出を防止することです。雨水は地下浸透となるため周辺農地へ支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第152号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第152号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第152号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第153号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定5件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、7番 菊地貴委員、No.3については、17番 佐藤光伸委員、No.4については、1番 高橋忠一委員、No.5については、11番 平田恭一委員、所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔権利設定のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第5条権利設定 案件No.1について、ご報告いたします。去る5月11日午前10時頃より設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇の〇〇〇氏及び会津農林事務所より橋本氏、牧野氏、県農業会議の常設審議委員として京野会長立ち会いのもと、事務局より誼高次長、高橋委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。一時転用の目的は砂利採取です。設定人の依頼により、砂利が多く耕作に不便であることから、農地を借りる方が耕作するのに良好な農地にしたい。また、被設定人も当申請地は、元河川敷のため砂利が多く、砂利採取に適しているとのことで、今回の申請に至りました。出入口は、市道側となり用水路を跨ぎますが、土留めを行い土砂が流出しないようにするとの内容になっています。また、現況は申請の田5筆、雑種地1筆ありますが、農地復元の際は3区画にし、作業しやすく整備をするそうです。よって、一時転用によって生ずる支障はなく、問題ないと判断いたしました。

続きまして、農地法第5条権利設定 案件No.2について、ご報告いたします。去る5月11日午前10時40分頃より、設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇株式会社 〇〇〇氏立ち会いのもと、事務局より誼高次長、高橋委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。一時転用の目的は資材置場です。会津森林管理署発注の国有林治山工事にあたり、近くに資材置場となる平坦な場所を確保するための申請です。工事現場は山腹の急斜面で、その真下が今回の申請地となります。北側にそば畑はありますが、鉄板を敷設し資材が散乱しないように整理整頓する計画です。よって、一時転用によって生ずる支障はなく、問題ないと判断いたしました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔権利設定のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。農地法第5条権利設定 案件No.3について、ご説明申し上げます。去る5月10日午前9時30分頃より、武藤委員、事務局より誼高次長、高郷支所小林さん、〇〇〇建設から〇〇〇さん、設定人の〇〇〇さんにより、現地調査を行いました。確認内容は、申請書と相違がないか、確認いたしました。その中で田の周辺2mに保全区域を設けるということと、排水に関し、仮設の洗砂用の池を設けるということを再度確認して参りました。周辺の営農には十分注意を払うとのことでありましたが、要請があれば速やかに対応するという事で確認して参りました。以上です。

○高橋忠一委員

〔権利設定のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第5条権利設定 案件No.4について、ご報告いたします。去る5月11日午前9時頃より、設定人の〇〇〇さんの息子さんであります〇〇〇氏、代理人の〇〇〇行政書士立ち会いのもと、私高橋と菊地委員、事務局より誼高次長により現地調査を実施いたしました。なお、被設定人の〇〇〇氏は欠席でありました。現地は設定人の自宅に

接した農地で地目は田であります。西側に農地がありますが、現在は耕作されておらず、設定人の土地でもありその周辺は宅地になっており、すでに住宅が建っております。また、雨水は地下浸透させ、排水については市の下水道を利用するというので、周辺の農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔権利設定のNo.5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第5条権利設定 案件No.5 について、現地調査の結果を報告いたします。去る5月11日午後3時15分頃より、設定人○○氏は欠席、被設定人○○○氏及び代理人の○○○行政書士事務所より○○○氏立ち会いのもと、事務局から塩川総合支所長谷川主査、委員から小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。○○○氏と○○○氏は親子関係にありまして、○○○氏の長男夫婦が同居することとなったため、駐車場が必要となり宅地に接続している父親所有の申請地を借り受け、駐車場として利用したいとのことであります。申請地の土地利用計画にあたりましては、土砂の流出防止措置としては、平坦地であり土地造成工事のみでありますので、土砂の流出の恐れはなく、また、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない措置としては、排水等の新設計画はなく支障を及ぼすことはなく、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさない措置としては、造成工事のみであるため日照等に支障を及ぼす恐れはないとのことです。以上により権利設定に特に問題なしと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第5条所有権移転のNo.1 について、ご報告いたします。去る5月11日午前9時40分頃より、譲渡人○○○氏、譲受人○○○氏、代理人の○○○行政書士立ち会いのもと、私高橋と菊地委員、事務局より誼高次長により現地調査を実施しました。今回の申請で住宅

敷地を拡張し、洗濯物干場、自転車置場、車庫兼物置、雪捨て場を建築、築造することによって、顛末書付きとなっております。申請地の南側、東側、北側は水田となっておりますが、隣接する水路等に土砂が流出しないよう境界方面は十分な締め固めを行うということで、周辺農地に支障を及ぼすことはないとは判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第153号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、10番小林千代松委員

○小林千代松委員

10番小林です。8ページの案件No.1とNo.3何ですが、砂利採取と山砂採取で貸借期間は1年間という期間ですが、来年の作付には間に合うのか確認したいと思います。

○事務局

来年の作付けに間に合わせるように工事をすると確認しております。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

はい、18番齋藤委員

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。今の小林委員の質問と同じなんですが、No.1とNo.3の砂利採取の件なんですが、こちらはこれから1年間ということは、許可

が下りてからなので、6月を過ぎてしまうと思いますが、田に水が入って地盤が十分緩んでいると思いますか、地区の水利組合等の許可、また道路交通等については注意を払うということであったと思いますが、その確認がなされたかどうか確認をさせて頂きたいと思います。

○事務局

水利組合の方については、すべて許可を得ているということで確認しております。

○齋藤澄子委員

当然、農耕車が通るはずなので、その際の砂利採取のダンプ等の進入についての意見等はありませんか。

○事務局

農耕車を優先して通行させるということでございますので、農繁期と時期が重なる場合、調整を行いながらということで了解をそれぞれの管理者の方から得ているということでございます。以上です。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第153号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第153号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第154号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小沢勝則委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。現況確認証明申請について、報告いたします。去る5月9日午前10時30分頃より、現地にて申請人の会津若松市在住の〇〇〇氏と待ち合わせを行い、山都総合支所の安部氏と私、推進委員の日下、生江氏と現地確認を行いました。見たところ機械の利用が困難なところでありました。地元には誰もおらず、労働力不足により20年前以上から耕作が出来なくなっていたとのことであり、現況から原野として判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第154号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第154号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第154号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第155号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定25件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第155号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、18番齋藤委員

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。No.15について、教えていただきたいんですが、地理関係についてですが、若松市の神指町と塩川の小府根は近いところなのかということと、借り手が株式会社になっていますが従業員数が2名になっておりますが、季節労働等をする方がいらっしゃるか教えていただきたい。

○事務局

〇〇〇農業株式会社というところで、若松市の方で農地所有適格法人として農業経営を行っているということでございます。塩川町小府根字下川原、窪につきましては若松の方面に近い場所であるということでありまして、こちらまでの移動時間につきましては30分だということで申請上は確認しております。なお、世帯員数、従業員数については記載のとおりでございますが、農繁期につきましては臨時雇用をするということで、作業に対応するだけの人数をお願いするということでございます。以上です。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

はい、13番木村委員

○木村富士男委員

13番木村です。25ページのNo.2ですが、申請地の4筆は地番が繋がっているのですが、一団で繋がっている田かと思いますが、なぜ4筆だけが半分の金額なのか教えていただきたい。

○事務局

対価の関係でございますが、1、2、3については10a当たり40万円、4-1については約半分ということでございます。4-1の現況につきましては、長い間耕作されておらず木や草が生い茂っている中で整備して農地として利用するということでございまして、半額にするということでございます。以上でございます。

○議長

木村委員よろしいでしょうか。

○木村富士男委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第155号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第155号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第156号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第156号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第156号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第156号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第157号 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第157号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

はい、2番高野委員

○高野進委員

2番高野です。今日茶封筒で配られた中の1枚の用紙の見方が良くわからないのですが、一番右端にある評語No.1というのは議案の別紙とどう突き合わせるのでしょうか。

○事務局

例として高野委員さんの分で言いますと議案第157号別紙の2ページ

に記載してあります表に当てはめ点数付けをしていくこととなりますが、集積率が111.86%なので表2に当てはめると4点となります。次に遊休農地の解消は0%なので、1点となります。次に新規参入の部分ですが、0%なので、1点となります。次に活動日数ですが、月10日ということで目標を設定しておりますが、月平均が8.4日になりましたので、目標には達していないので2点となります。また、月当たりの活動日数は8.4日ということで8日以上となりますので8点になり、合計すると16点となりますので、表1にこの点数を当てはめると15点以上、20点未満ということで、目標に対して期待どおりの結果が得られたということになります。

皆さんに配布したのものには、評語No.で記載してありますのでわかりずらいかと思いますが、合計点が25点以上が評語No.1、20点以上、25点未満が評語No.2、15点以上、20点未満が評語No.3、15点未満が評語No.4となります。以上です。

○議長

高野委員よろしいでしょうか。

○高野進委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第157号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第157号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第30回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 11 : 10